

## 施設利用における感染症対策

県立幡多青少年の家では、利用者の皆様が安心して宿泊・活動できるよう、必要に応じて感染症対策を利用団体と事前の打ち合わせを行います。

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されることを受けて、施設の対応は以下のようになっています。

- ◎施設利用人数の制限をすべて解除します。
- ◎基本的な感染対策を引き続き行います。
  - ・施設出入口などに検温器およびアルコール消毒器具を引き続き設置しています。
  - ・施設利用時の喚起とこまめな手洗いをお願いします。
  - ・マスクの着用は利用者の判断でお願いします。
- ◎施設利用のチェックリストの提出は不要になります。

### ※その他、利用団体に対するお願い

- ・事前の健康観察と検温を行い、不安な要素があれば早めに相談をお願いします。
- ・当施設を利用時に感染症の疑いのある発熱等の症状が出た場合は、病院搬送等各団体での対応をお願いします。（一時的な隔離などには柔軟に対応します）  
また当施設を利用後に発熱等の症状が出た場合には、早急に連絡をお願いします。
- ・研修相談で打ち合わせを十分に行い、普段から学校で行っている感染症予防の取組が、青少年の家でも実施できるよう、確認事項等あれば事前にお問い合わせください。